



# 金沢市公報

号外第19号

平成19年(2007年)5月18日

〒920-8577

金沢市広坂1丁目1番1号

発行所 金沢市役所

(題字 山出金沢市長)

## ◎ 目 次

## ● 告 示

- 建築基準法の規定に基づく特定工程及び特定工程後の工程の指定について

(建築指導課) 1

## 告 示

## ●金沢市告示第156号

建築基準法(昭和25年法律第201号。以下「法」という。)第7条の3第1項第2号及び第6項の規定により、特定工程及び特定工程後の工程を次のように指定したので告示し、平成19年6月20日以後に法第6条第1項の規定により確認の申請書を提出する建築物及び法第6条の2第1項に規定する確認を受けるための書類を提出する建築物について適用します。

なお、建築基準法に基づく特定工程及び特定工程後の工程の指定(平成18年金沢市告示第53号)は、平成19年6月19日限りで廃止します。

平成19年5月18日

金沢市長 山 出 保

- 1 中間検査を行う区域  
市内全域

- 2 中間検査を行う期間  
平成19年6月20日から平成21年3月31日まで

- 3 中間検査を行う建築物

一の建築物(法第7条の3第1項第1号に規定する工程を含む建築物を除く。)における新築、増築又は改築に係る部分が、次のいずれかに該当する建築物とする。

- (1) 一戸建て住宅、共同住宅その他これらに類する住宅で、分譲を目的とするもの  
(2) 法別表第1(イ)欄(一)項から(四)項までに掲げる用途に供する部分の床面積の合計が100平方メートルを超える建築物で地階を除く階数が3以上のもの

- 4 指定する特定工程

次に掲げる工程を特定工程とする。ただし、(1)から(4)までに掲げる工程のうち2以上の工程に該当する場合はいずれか早期のものを、(1)から(4)までのいずれかに掲げる工程を2以上に分けて施工する場合は2以上に分けた工程のうちいずれか早期のものを特定工程とする。

- (1) 鉄骨造その他これに類する構造にあっては、1階の鉄骨その他の構造部材の建て方工事  
(2) 鉄筋コンクリート造及び鉄骨鉄筋コンクリート造その他これらに類する構造にあっては、2階のはり及び床の配筋工事。ただし、当該工事を現場で行わないものは、2階のはり及び床版の取付け工事  
(3) 木造にあっては、屋根工事  
(4) (1)から(3)までに規定する構造以外のものにあっては、2階の床工事

- 5 指定する特定工程後の工程

次に掲げる工程を特定工程後の工程とする。ただし、既存建築物の全部又はその一部が存することのみにより法その他の建築基準関係規定に適合しない場合は、最上階の内装工事を特定工程後の工程とする。

- (1) 鉄骨造その他これに類する構造にあっては、鉄骨を覆う耐火被覆工事又は外装工事若しくは内装工事その他これらに類する工事

- (2) 鉄筋コンクリート造及び鉄骨鉄筋コンクリート造その他これらに類する構造にあっては、2階のはり及び床のコンクリート打込み工事。ただし、当該工事を現場で行わないものは、2階の柱又は壁の取付け工事
- (3) 木造にあっては、壁の外装工事又は内装工事
- (4) (1)から(3)までに規定する構造以外のものにおいて、2階の柱又は壁の取付け工事

6 適用の除外

次のいずれかに該当する建築物については、この告示の規定は、適用しない。

- (1) 法第18条又は第85条の適用を受ける建築物
- (2) 法第68条の20第1項に規定する認証型式部材等を有する建築物
- (3) 住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成11年法律第81号）第5条第1項の規定による住宅性能評価書の交付を受ける建築物

平成19年(2007年)5月18日	印刷	発行人	金 沢 市
平成19年(2007年)5月18日	発行	発行所	金 沢 市 役 所
定価 120円		印刷所	石川県金沢市黒田1丁目65番地 カネモト印刷(株)